

●香川県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年12月27日から平成29年1月24日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 穴吹塩江線（106号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 高松市塩江町安原上東字粉谷 2677番209地先から 高松市塩江町安原上東字粉谷 2675番9地先まで | 8.0~44.4 | 988 | 平成27年香川県告示第257号 で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成28年12月27日